

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
公 告	
○公告（換地処分公告）の廃止（2件）（農業基盤課）	2
○林業種苗法による生産事業者の登録（木材増産推進課）	2
○建設業法に基づく処分（2件）（土木政策課）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
監査公表	
○定期監査の執行結果（商工労働部紙産業技術センターほか）	3
○定期監査の執行結果（土木部河川課ほか）	6
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局高等学校課）	10

## 告 示

## 高知県告示第806号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和4年10月14日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
-------	--------------------	-----------------------

令和4年6月8日	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目7番2号	四国調剤あさひ薬局2号店 香美市土佐山田町東本町二丁目2-41 居宅療養管理指導
----------	---------------------------	--

## 高知県告示第807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年10月14日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

- 届出者の名称及び住所  
ア リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴  
東京都千代田区紀尾井町4番1号  
イ 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス吉田店・セブニーイレブン高知吉田町店  
高知市吉田町305番ほか
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
坂東浩一		吾川郡いの町柳町38番地

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セブニーイレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

(4) 変更年月日

令和4年4月1日

(5) 変更理由

設置者の変更のため

- 届出年月日  
令和4年9月26日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

## 高知県告示第808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年10月14日

高知県知事 濱田 省司

- 届出の概要  
(1) 届出者の名称及び住所  
ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
イ 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多 浩

- 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高知パワーセンター  
高知市介良字長丁317-1ほか
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	代表取締役 西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

- (4) 変更年月日  
令和4年4月1日
- (5) 変更理由  
代表者の変更のため
- 2 届出年月日  
令和4年9月26日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

-----  
公 告  
-----

令和3年11月26日に行った県営経営体育成基盤整備事業に係る入田地区(入田換地区)の換地処分を取り消したので、同年12月17日付け高知県公報第10397号の公告(換地処分の公告)は、廃止する。

令和4年10月14日  
高知県知事 濱田 省司

令和4年3月22日に行った県営経営体育成基盤整備事業に係る三里地区(三里換地区)の換地処分を取り消したので、同年4月12日付け高知県公報第10428号の公告(換地処分の公告(4件))のうち、県営経営体育成基盤整備事業に係る三里地区(三里換地区)の換地処分に係る公告は、廃止する。

令和4年10月14日  
高知県知事 濱田 省司

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の生産事業者の登録を令和4年9月21日に次のとおり行った。

令和4年10月14日  
高知県知事 濱田 省司

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1569	仁淀川林産協同組合	吾川郡仁淀川町上名野川490番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	仁淀川林産協同組合 高岡郡佐川町丙1494番地1

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月14日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日

- 令和4年10月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社エフ・シー・シー  
代表取締役 片岡 和典  
高知市中久万15番地1  
高知県知事許可(般)第660号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業の営業の全部
  - (2) 営業の停止の期間  
令和4年10月18日から同月24日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実  
株式会社エフ・シー・シー及び当時の同社代表取締役の片岡和男は、令和2年8月頃から同年10月頃までの間、複数回にわたり、宅地分譲造成工事現場内において、同所に設置された擁壁等の解体に伴って生じた廃棄物であるコンクリートの破片等約373トンを土中に埋めたものである。

このことにより、令和4年5月17日付けで高知地方裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に違反するものとして、同社は罰金300万円の、同人は懲役2年執行猶予4年及び罰金200万円の有罪判決を受け、同年6月1日にそれぞれ刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月14日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日  
令和4年10月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社四国不動産  
代表取締役 片岡 洋貴  
高知市山手町94番地  
高知県知事許可(般)第10191号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業の営業の全部

(2) 営業の停止の期間  
 令和4年10月18日から同月24日までの7日間

4 処分の原因となった事実  
 株式会社四国不動産及び当時の同社代表取締役の片岡和男は、令和2年8月頃から同年10月頃までの間、複数回にわたり、宅地分譲造成工事現場内において、同所に設置された擁壁等の解体に伴って生じた廃棄物であるコンクリートの破片等約373トンを生土中に埋めたものである。

このことにより、令和4年5月17日付けで高知地方裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反するものとして、同社は罰金300万円の、同人は懲役2年執行猶予4年及び罰金200万円の有罪判決を受け、同年6月1日にそれぞれ刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 令和4年10月14日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年8月16日 3高東土第30-5号	香南市夜須町坪井字 ワクカ内1441番ほか 10筆	香南市野市町西野 2706番地 香南市長 濱田 豪太

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月14日

高知県監査委員 下村 勝幸  
 同 金岡 佳時  
 同 奥村 陽子  
 同 五百蔵 誠一

定期監査結果報告（令和4年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関229機関（出先機関125機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和3年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別に是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 商工労働部紙産業技術センター

紙産業技術センター空調設備改修及び新設電気設備工事の契約書において、1ページが落丁していた。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 公営企業局あき総合病院

DPCベンチマーク「EVE」保守業務委託契約において、検査調書が作成されていなかった。

これは、検査職員は、検査を完了したときは検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならないと定め

た高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第33条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した出先の44機関のうち12機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が16件認められた。

令和3年度と比較して件数が減少したのは14機関、増加したのは3機関で、増減がなかったのは5機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、22機関となっている。

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあるが、今回判明した事案については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分とは言えない状況である。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事部局	<b>危機管理部</b>	知事部局	<b>林業振興・環境部</b>
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	危機管理部 1機関		中央西林業事務所
	<b>健康政策部</b>		須崎林業事務所
	安芸福祉保健所		林業振興・環境部 3機関
	中央西福祉保健所		<b>水産振興部</b>
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		水産振興部 1機関
	衛生環境研究所		<b>公営企業局</b>
	幡多看護専門学校		あき総合病院
	食肉衛生検査所		幡多けんみん病院
	健康政策部 7機関		公営企業局 2機関
	<b>子ども・福祉政策部</b>		<b>教育委員会</b>
	精神保健福祉センター		教育センター
	希望が丘学園		中部教育事務所
	幡多児童相談所		西部教育事務所
	女性相談支援センター		青少年センター
	子ども・福祉政策部 4機関		心の教育センター
	<b>文化生活スポーツ部</b>		春野高等学校
	消費生活センター		窪川高等学校
文化生活スポーツ部 1機関	宿毛工業高等学校		
<b>商工労働部</b>	盲学校		
紙産業技術センター	高知ろう学校		
高知高等技術学校	高知若草特別支援学校		
商工労働部 2機関	教育委員会 11機関		
<b>農業振興部</b>	<b>警察本部</b>		
安芸農業振興センター	須崎警察署		
中央西農業振興センター	窪川警察署		
須崎農業振興センター	警察本部 2機関		
幡多農業振興センター	合計 44機関		
農業技術センター			
農業技術センター果樹試験場			
農業技術センター茶業試験場			
畜産試験場			
中央家畜保健衛生所			
西部家畜保健衛生所			
農業振興部 10機関			

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

機関名	事務区分								参考			
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検計	計	令和3年度	増減	
知事部局	<b>危機管理部</b>											
	消防学校											
	<b>健康政策部</b>			2					2	4 (1)	△2	
	安芸福祉保健所			1					1	1 (1)		
	中央西福祉保健所											
	須崎福祉保健所			1					1		1	
	幡多福祉保健所											
	衛生環境研究所									2	△2	
	幡多看護専門学校									1	△1	
	食肉衛生検査所											
	<b>子ども・福祉政策部</b>						1	1	2	2		
	精神保健福祉センター											
	希望が丘学園					1	1		2	1	1	
	幡多児童相談所											
	女性相談支援センター									1	△1	
	<b>文化生活スポーツ部</b>											
	消費生活センター											
	<b>商工労働部</b>				2 (1)					2 (1)	4	△2
	紙産業技術センター				1 (1)					1 (1)	1	
	高知高等技術学校				1					1	3	△2
<b>農業振興部</b>			2	1					3	7 (1)	△4	
安芸農業振興センター										1	△1	
中央西農業振興センター												
須崎農業振興センター				1					1	3 (1)	△2	
幡多農業振興センター			1						1	1		
農業技術センター			1						1	2	△1	
農業技術センター果樹試験場												
農業技術センター茶業試験場												
畜産試験場												
中央家畜保健衛生所												
西部家畜保健衛生所												
<b>林業振興・環境部</b>			1						1	2	△1	
嶺北林業振興事務所												
中央西林業事務所			1						1	1		
須崎林業事務所										1	△1	
<b>水産振興部</b>										1	△1	
水産試験場										1	△1	

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
<b>公営企業局</b>				<b>4 (1)</b>					<b>4 (1)</b>	<b>15 (2)</b>	<b>△11</b>
あき総合病院				4 (1)					4 (1)	10 (1)	△6
幡多けんみん病院										5 (1)	△5
<b>教育委員会</b>			<b>1</b>	<b>1</b>					<b>2</b>	<b>5 (1)</b>	<b>△3</b>
教育センター										1	△1
中部教育事務所											
西部教育事務所			1						1		1
青少年センター											
心の教育センター				1					1	1	
春野高等学校											
窪川高等学校											
宿毛工業高等学校											
盲学校										2 (1)	△2
高知ろう学校										1	△1
高知若草特別支援学校											
<b>警察本部</b>											
須崎警察署											
窪川警察署											
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>8 (2)</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>16 (2)</b>	<b>40 (5)</b>	<b>△24</b>

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
共通	0	0	0	0.0	
収入事務	0	0	0	0.0	
支出事務	0	6	6	37.5	・経費支出伺（変更）の作成漏れ ・報酬等の過払 ・旅費等の未払 等
契約事務	2	6	8	50.0	・契約書の不備（ページの落丁、暴力団排除措置の記載漏れ等） ・見積書の徴取漏れ ・検査調書の作成漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	0.0	・交付決定（変更）の不備
財産・物品等管理事務	0	1	1	6.3	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	1	1	6.3	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
計	2	14	16	100.0	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は、100.0にはならない。

## 監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月14日

高知県監査委員	下村	勝幸
同	金岡	佳時
同	奥村	陽子
同	五百蔵	誠一

## 定期監査結果報告（令和4年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

## 記

## 第1 監査の概要

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

## 2 監査の対象

監査対象機関229機関（出先機関125機関を含む。）のうち本庁104機関（別表1のとおり）

## 3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

## 4 監査の実施内容

令和3年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

## 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

## 1 指摘事項

土木部河川課

電算処理委託業務において、変更契約書に特記仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 意見

今回監査を実施した本庁の104機関のうち33機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が47件認められた。

令和3年度と比較して件数が減少したのは24機関、増加

したのは22機関で、増減がなかったのは5機関であった。  
また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、53機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1 (監査対象機関)

機関名		
<b>知事部局</b>	<b>総務部</b>	
	秘書課	
	政策企画課	
	広報広聴課	
	法務文書課	
	行政管理課	
	人事課	
	職員厚生課	
	財政課	
	税務課	
	市町村振興課	
	デジタル政策課	
	管財課	
	総務部 12課	
	<b>危機管理部</b>	
	危機管理・防災課	
	南海トラフ地震対策課	
消防政策課		
危機管理部 3課		
<b>健康政策部</b>		
保健政策課		
医療政策課		
在宅療養推進課		
国民健康保険課		
健康対策課		
薬務衛生課		
健康政策部 6課		
<b>子ども・福祉政策部</b>		
地域福祉政策課		
長寿社会課		
障害福祉課		
障害保健支援課		
子育て支援課		
子ども家庭課		
福祉指導課		
人権・男女共同参画課		
子ども・福祉政策部 8課		

機関名		
<b>知事部局</b>	<b>文化生活スポーツ部</b>	
	文化国際課	
	歴史文化財課	
	県民生活課	
	私学・大学支援課	
	スポーツ課	
	文化生活スポーツ部 5課	
	<b>産業振興推進部</b>	
	計画推進課	
	産学官民連携課	
	地産地消・外商課	
	統計分析課	
	産業振興推進部 4課	
	<b>中山間振興・交通部</b>	
	中山間地域対策課	
	移住促進課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	
	中山間振興・交通部 4課	
	<b>商工労働部</b>	
	商工政策課	
	産業デジタル化推進課	
	工業振興課	
	経営支援課	
	企業誘致課	
	雇用労働政策課	
	商工労働部 6課	
<b>観光振興部</b>		
観光政策課		
国際観光課		
地域観光課		
観光振興部 3課		

機関名		
<b>知事部局</b>	<b>農業振興部</b>	
	農業政策課	
	農業担い手支援課	
	協同組合指導課	
	環境農業推進課	
	農業イノベーション推進課	
	農産物マーケティング戦略課	
	畜産振興課	
	農業基盤課	
	農業振興部 8課	
	<b>林業振興・環境部</b>	
	林業環境政策課	
	森づくり推進課	
	木材増産推進課	
	木材産業振興課	
	治山林道課	
	環境計画推進課	
	自然共生課	
	環境対策課	
	林業振興・環境部 8課	
	<b>水産振興部</b>	
	水産政策課	
	漁業管理課	
	水産産業振興課	
	漁港漁場課	
	水産振興部 4課	
	<b>土木部</b>	
土木政策課		
技術管理課		
用地対策課		
河川課		
防災砂防課		
道路課		
都市計画課		
公園下水道課		
住宅課		
建築指導課		

機関名	
<b>知事部局</b>	<b>土木部</b>
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
	土木部 13課
<b>会計管理局</b>	
会計管理課	
総務事務センター	
会計管理局 2課	
<b>公営企業局</b>	
電気工水課	
県立病院課	
公営企業局 2課	
<b>教育委員会</b>	<b>教育委員会事務局</b>
	教育政策課
	教職員・福利課
	学校安全対策課
	幼保支援課
	小中学校課
	高等学校課
	高等学校振興課
	特別支援教育課
	生涯学習課
	保健体育課
	人権教育・児童生徒課
教育委員会事務局 11課	
<b>警察本部</b>	<b>警察本部</b>
	警察本部 1機関
<b>その他の機関</b>	議会事務局
	監査委員事務局
	人事委員会事務局
	労働委員会事務局
	その他機関 4機関
合計 104機関	

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
<b>知事部局</b>			<b>1</b>			<b>1</b>		<b>2</b>	<b>5 (1)</b>	<b>△ 3</b>	
総務部											
秘書課											
政策企画課											
広報広聴課											
法務文書課											
行政管理課											
人事課									1	△ 1	
職員厚生課											
財政課											
税務課									2	△ 2	
市町村振興課											
デジタル政策課									1 (1)	△ 1	
管財課			1			1	2	1	1	1	
危機管理部			<b>1</b>			<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>			
危機管理・防災課			1			1	2	1	1	1	
南海トラフ地震対策課									1	△ 1	
消防政策課											
健康政策部		<b>1</b>	<b>1</b>			<b>1</b>	<b>3</b>	<b>3</b>			
保健政策課									1	△ 1	
医療政策課											
在宅療養推進課											
国民健康保険課		1	1				2	2			
健康対策課						1	1			1	
業務衛生課											
子ども・福祉政策部			<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>4 (1)</b>	<b>3</b>	
地域福祉政策課											
長寿社会課			1				1	2		△ 1	
障害福祉課						1	1	1 (1)			
障害保健支援課					1		1			1	
子育て支援課											
子ども家庭課			1			1	2	1	1	1	
福祉指導課				1			1			1	
人権・男女共同参画課				1			1			1	

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
<b>知事部局</b>				<b>2</b>		<b>1</b>		<b>3</b>	<b>7</b>	<b>△ 4</b>	
文化生活スポーツ部											
文化国際課									2	△ 2	
歴史文化財課				2		1		3	1	2	
県民生活課									2	△ 2	
私学・大学支援課											
スポーツ課									2	△ 2	
産業振興推進部			<b>1</b>			<b>1</b>		<b>2</b>	<b>4</b>	<b>△ 2</b>	
計画推進課									2	△ 2	
産学官民連携課											
地産地消・外商課									2	△ 2	
統計分析課			1			1		2		2	
中山間振興・交通部			<b>1</b>					<b>1</b>		<b>1</b>	
中山間地域対策課											
移住促進課											
鳥獣対策課			1					1		1	
交通運輸政策課											
商工労働部		<b>2</b>		<b>2</b>	<b>1</b>			<b>5</b>	<b>5 (1)</b>		
商工政策課											
産業デジタル化推進課		1		1				2		2	
工業振興課									1	△ 1	
経営支援課		1				1		2	2 (1)		
企業誘致課									2	△ 2	
雇用労働政策課				1				1		1	
観光振興部			<b>2</b>					<b>2</b>	<b>3 (1)</b>	<b>△ 1</b>	
観光政策課									2 (1)	△ 2	
国際観光課			1					1	1		
地域観光課			1					1		1	
農業振興部			<b>1</b>					<b>1</b>	<b>4 (1)</b>	<b>△ 3</b>	
農業政策課									1	△ 1	
農業担い手支援課											
協同組合指導課											
環境農業推進課			1					1	3 (1)	△ 2	
農業イノベーション推進課											
農産物マーケティング戦略課											
畜産振興課											
農業基盤課											

（ ）：指稱事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考		
	共通	取入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減		
<b>知事部局</b>													
<b>林業振興・環境部</b>			1		1	1	1		4	5 (1)	△ 1		
林業環境政策課													
森づくり推進課					1			1				1	
木材増産推進課													
木材産業振興課									2 (1)	△ 2			
治山林道課													
環境計画推進課													
自然共生課						1	1	2	3	△ 1			
環境対策課			1					1				1	
<b>水産振興部</b>													
水産政策課													
漁業管理課													
水産業振興課													
漁港漁場課													
<b>土木部</b>	1	1	4	1 (1)				1	8 (1)	7	1		
土木政策課													
技術管理課													
用地対策課			1					1				1	
河川課			1	1 (1)				2 (1)	3	△ 1			
防災砂防課			1					1	1				
道路課													
都市計画課													
公園下水道課						1		1				1	
住宅課		1						1				1	
建築指導課									2	△ 2			
建築課													
港湾振興課	1		1					2				2	
港湾・海岸課									1	△ 1			
<b>会計管理局</b>	1		1						2	1	1		
会計管理課	1		1					2	1	1		1	
総務事務センター													

（ ）：指稱事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	共通	取入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減	
<b>公営企業局</b>		1		1						2		2
電気工水課												
県立病院課		1		1						2		2
<b>教育委員会事務局</b>			1				1		2	3 (2)	△ 1	
教育政策課			1						1			1
教職員・福利課												
学校安全対策課												
幼保支援課												
小中学校課										1 (1)	△ 1	
高等学校課												
高等学校振興課							1		1	2 (1)	△ 1	
特別支援教育課												
生涯学習課												
保健体育課												
人権教育・児童生徒課												
<b>警察本部</b>			1							1	2 (1)	△ 1
<b>警察本部その他の機関</b>												
議会事務局												
監査委員事務局												
人事委員会事務局												
労働委員会事務局												
<b>計</b>	2	5	18	8 (1)	3	4	7		47 (1)	55 (9)	△ 8	

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	2	4.3	・証憑書類の亡失
収入事務	0	5	5	10.6	・納期限の設定誤り ・収入調定の遅延
支出事務	0	18	18	38.3	・支出負担行為決議書の遡及 ・通勤手当の支給誤り ・食糧費と旅費との調整漏れ ・経費支出伺(変更)の作成漏れ 等
契約事務	1	7	8	17.0	・特記仕様書の添付漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約保証金の徴収漏れ ・予定価格調書の記載誤り 等
補助金の交付に関する事務	0	3	3	6.4	・補助金の過大支出 ・交付要綱で定めた書類の受領漏れ
財産・物品等管理事務	0	4	4	8.5	・郵便切手類等出納簿の記帳及び押印漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	7	7	14.9	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約の保証期間延長の処理漏れ 等
<b>計</b>	<b>1</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>100.0</b>	104機関のうち33機関
参考(令和3年度)	9	46	55	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年10月14日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
教職員用学習系タブレット型パソコン 2,645台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
月額 6,230,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和4年6月28日